

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

令和5年4月11日

県南広域振興局長 小 島 純

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ヤマダデンキテックランドNew一関店 一関市中里字南白幡145番ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社仁田工務店
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ヤマダデンキ
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和5年11月25日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,804平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 160台
 - イ 出入口 2か所
- (7) 駐輪場の収容台数 30台
- (8) 荷さばき施設の面積 32平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 36.21立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻 午前9時
 - イ 閉店時刻 午後10時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで

2 届出年月日 令和5年3月24日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所